

幌延町は

宗谷総合振興局の所管区域

となります

幌延町の支庁所管区域は、「北海道支庁設置条例」により留萌支庁の所管区域として今日に至っていますが、町の生活圏や医療圏は稚内市を中心とした宗谷管内との結びつきが強いとの認識から、道の支庁制度改革に際しては、町民の方々や関係団体の意見を伺った上で、宗谷支庁に代る宗谷総合振興局の所管区域にしていきたいとの意見を北海道に申し上げていました。



この度、現在の支庁制度を変更する「北海道総合振興局設置条例」の改正案が成立し、本町は宗谷総合振興局の所管となることが正式に決まりましたので、お知らせします。

なお、この改正条例の施行期日につきましては、今後、規則で定めることとなっております。

また、支庁の所管区域の変更に伴い、所管区域が変更となる道の機関及び今後段階的に変更になると考えられるものは次のとおりです。

施行期日や現時点で確定していない機関の変更につきましては、決まり次第改めてお知らせします。

幌延町を所管する道の関係機関の変更

| 関係条例名 | 現在の所管区域 | 新しい所管区域 |
|----------------------|--------------|--|
| 北海道保健所条例の一部改正 | 留萌保健所 | 稚内保健所 |
| 北海道家畜保健衛生所条例の一部改正 | 留萌家畜保健衛生所 | 宗谷家畜保健衛生所 ※留萌家畜保健衛生所は、現在のまま幌延町に置かれます。 |
| 北海道農業改良普及センター条例の一部改正 | 留萌農業改良普及センター | 宗谷農業改良普及センター |

※ 留萌教育局、留萌土木現業所、留萌森林づくりセンター等の道の機関についても、段階的に所管区域の変更が検討される見込みです。

※ 北海道議会議員の選挙区については、留萌支庁所管区域から宗谷支庁所管区域に変更される見込みです。

※ 衆議院(小選挙区選出)の選挙区につきましては、従来どおり北海道第10区です。